



地方自治体のシビックエンゲージメント 受け入れ事情と地域活性化

宮城大学事業構想学群 教授 佐々木秀之



PROFILE



宮城大学 事業構想学群 教授
地域創生学類 学類長
研究推進・地域未来共創センター 副センター長

佐々木 秀之

学 位：博士（経済学）、経営管理修士（MBA）
専門分野：地域経済学、日本経済史、ソーシャルビジネス
所属学会：日本計画行政学会、日本マーケティング学会、
日本建築学会 等

略歴

1974年仙台市生まれ。岩手大学農学部卒業後、商社勤務等を経て、東北学院大学大学院経済学研究科へ社会人入学。2011年3月修了、博士（経済学）。東日本大震災の復興過程では、起業家支援・復興まちづくり計画の策定等に従事。2016年より現職。

地方自治体のシビックエンゲージメント受け入れ事情

- ・学生の受け入れ（2024カンファレスにて報告）

➡大学の地域系学部の増加、地方自治体との連携例、

Co-Innovation University

略称 CoIU (コアイユー) 共創学部 / 地域共創学科 2026年4月開学

地域・世界が抱えるさまざまな課題の解決は、知識だけではとくに難しい。

だからこそ、授業を聞くだけではなく、理論と対話と実践を行き来したいと思う。

キャンパスは飛騨、そして全国のプロジェクトであり現場たち。

➡学生が主体的に学んでいくには、学問的体系化とまではいかなくとも、ある程度の方法論が必用

宮城大学「地域フィールドワーク」@ 2025 蔵王町



宮城大学「地域フィールドワーク」@ 2025 蔵王町



宮城大学「地域フィールドワーク」@ 2025 白石市



宮城大学「地域フィールドワーク」@ 2025 白石市



宮城大学 コミュニティプランナー（CP）・地域フィールドワーク 地域共創型実践教育 科目構成

称号授与（卒業時）

コミュニティ・プランナー アソシエイト

3 年前期・後期（計 2 単位）／ 選択科目

CPフィールドワーク演習Ⅰ・Ⅱ

2 年後期（2 単位）／ 選択科目

CP実践論

2 年前期（2 単位）／ 選択科目

CP概論及び演習

**CP
関連科目**

既設開講科目
より選択履修

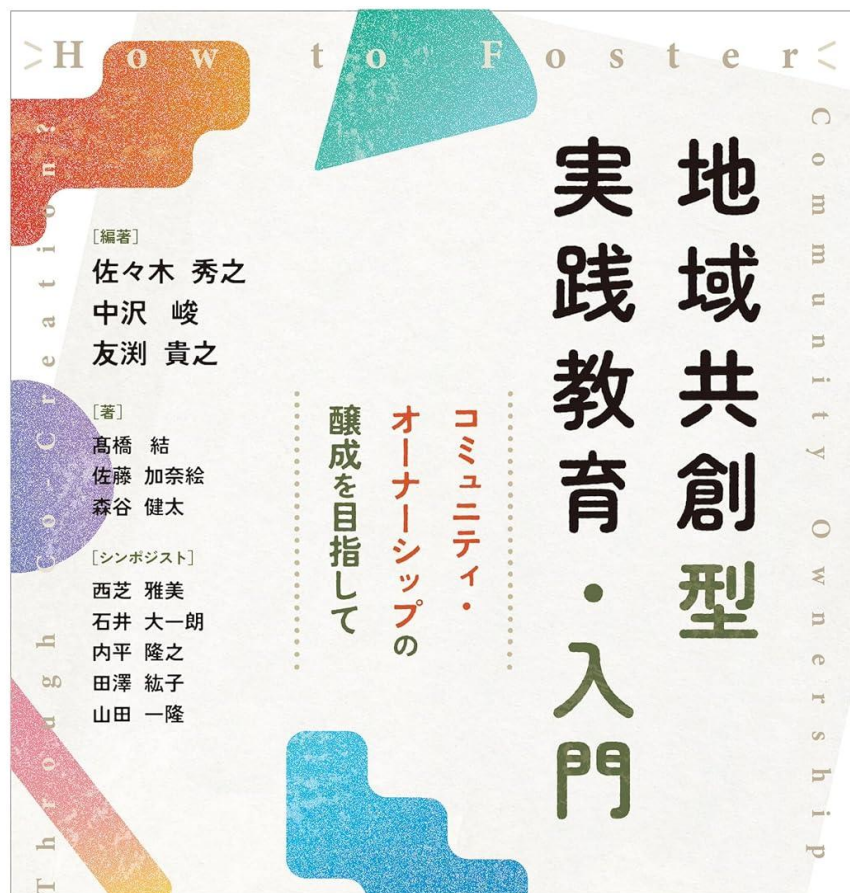
1 年前期（1 単位）／ 必修科目

地域フィールドワーク

学生の主体性

教員のサポート

方法論、学生による地域プロジェクトの実施手法



誰と、どこで、
どんなふうに、
生きたいか。

近年実践が広がる、地域をフィールドとした
学びの潮流を整理し、学生・教員・地域の
三者にとって豊かな学びとしていくための
プロセスを、実際の事例を元に考える。国外の
事例や、修了生のクロストークも収録。

よい風、よい土として……
旅するガイドのためのガイドブック。

北樹出版

2024/8/5

地域共創型実践教育・入門： コミュニティ・オーナーシップの 醸成を目指して

第1部 地域における学びと共創の現在地

- 第1章 社会と接続する学びの潮流
- 第2章 地域志向の学修プログラムの展開
- 第3章 コミュニティ・オーナーシップ

第2部 地域共創型教育実践を可視化する

- 第4章 地域共創型教育の実践モデル
- 第5章 講義の様子
- 第6章 事例報告
 - ・三陸沿岸部の魅力の発見と発信(宮城県名取市)
 - ・地域資源である「ひと」との交流と魅力の発信(宮城県石巻市)
 - ・震災を経験していない子どもたちへの防災教育(宮城県松島町)
 - ・映像を用いた地域のPR(宮城県亘理町)
 - ・フードロス問題の普及啓発に向けた情報発信(宮城県富谷市)

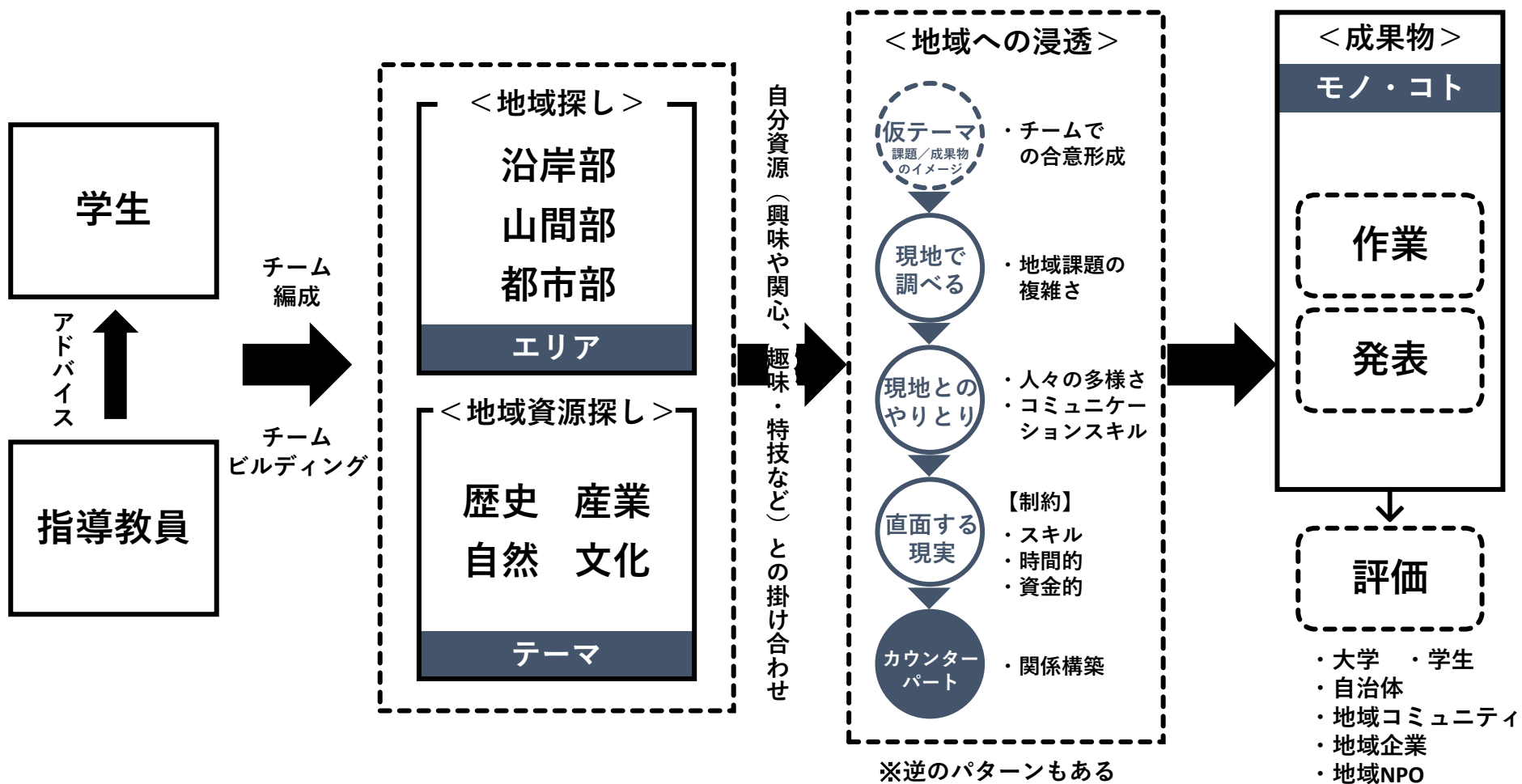
第3部 地域共創型実践教育のビジョンを探る

- 1 各大学での地域における学修の取り組み
- 2 地域との連携や関係性づくりの捉え方
- 3 地域に向き合う気持ちの育み方
- 4 地域と学生とのチームビルディング
- 5 これからの地域共創型実践教育の課題と展望

●修了生クロストーク

CPプログラムでの学びについて/CPプログラムと現在の仕事とのつながり/
後輩に向けて

参考資料、地域プロジェクト・概念図



【チームビルディング】

【着眼】

【編集】

【価値形成】

地方自治体のシビックエンゲージメント受け入れ事情

・多様な主体の受け入れ（今回、2025カンファレス）

→先行研究

矢部（2018）『反知性主義としてのまちづくりと地方創生』

補助金による住宅供給が市場を歪めており、健全な都市形成を阻害している。
民間主導のリノベーション型まちづくりとの対比を通じて、行政主導の限界を批判。

萩野ほか（2021）『自治の質量とまちづくりの飯田モデル』

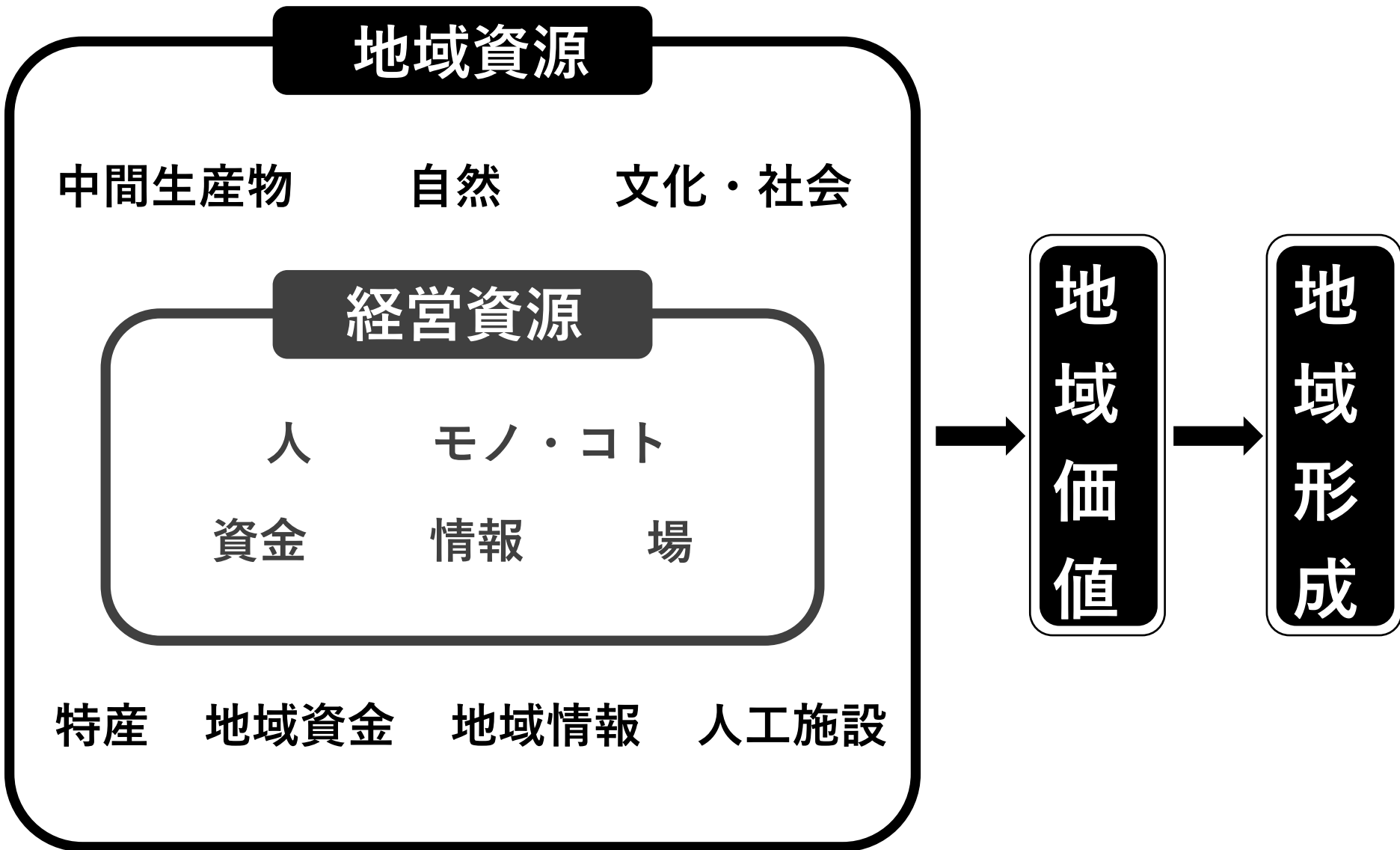
自治体が強く関与して設立された地域自治組織では、住民の主体性や当事者意識が希薄になる傾向がある。

「まちづくりの主体は住民であり、行政は黒子に徹するべき」という飯田市の事例を通じて、行政主導の弊害を指摘。

青木ほか（2012）『協働のまちづくり推進における課題と方策』

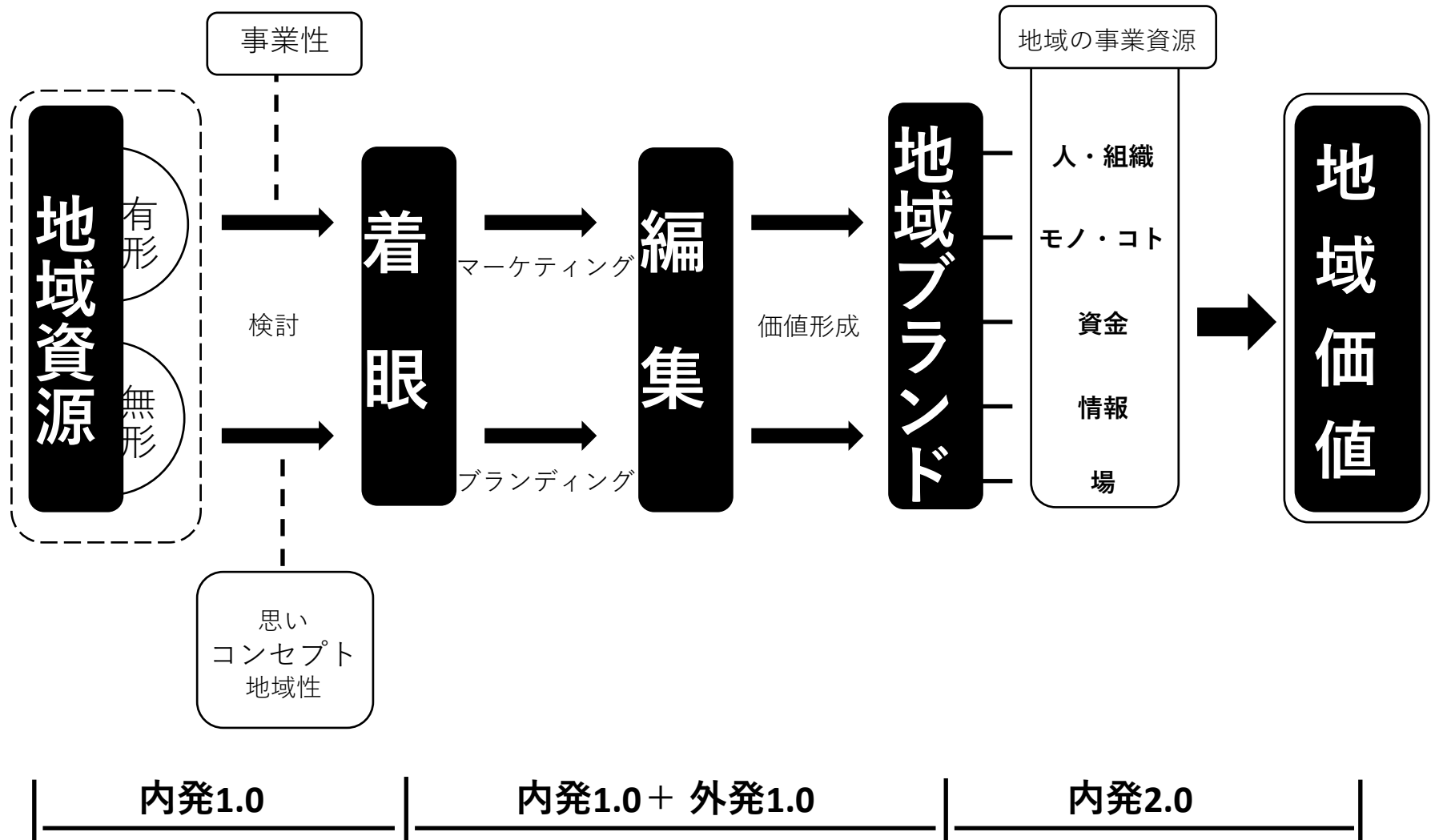
南房総市の事例を通じて、行政と市民の間で「協働」に対する認識のズレがあり、行政主導のまちづくりが一律に進められない現実を分析。

地域特性を無視した行政の一方的な施策設計が、住民の参加意欲を削ぐ要因になっている。



フレームワークの検討②

『実践・地域学』
2026刊行予定に収録



参考、地域資源を巡る動向

2007年6月施行 ➡**2020年に廃止となった**

「中小企業による**地域産業資源**を活用した事業活動の促進に関する法律」（通称、地域資源法）

第1条 この法律は、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動を支援することにより、地域における中小企業の事業活動の促進を図り、もって地域経済の活性化を通じて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする

⇒ 中小企業の活性化策としての「地域資源法」

各都道府県の地域資源情報（j-net21）サイト

(<http://jnet21.smrj.go.jp/expand/shigen/kousou/index.html>)

地域資源法における地域資源の捉え方

地域資源とは、

「その地域ならではのリソース（産業資源）」である、特産品や観光名所を指す。

1. 地域の特産物として相当程度認識されている農林水産物や鉱工業品（野菜、果物、魚、木材 等）
2. 地域の特産物である鉱工業品の生産に係る技術（鋳物、繊維、漆器、陶磁器 等）
3. 文化財、自然の風景地、温泉その他の地域の観光資源として相当程度認識されているもの（文化財、自然景観、温泉 等）

地域資源

||
産業資源

ねらい

製品・サービス
＋
地名

= 地域ブランド

さらには、
付加価値化による
新産業の創出



地域資源活用法の廃止後

地域特性を生かして地域経済を牽引

地域未来投資促進法



2020年10月07年6月「中小企業成長促進法」制定

地域資源法の内容は、「地域未来投資促進法」に包含された

2024年からの地方創生2.0政策では、地域資源を強調